

貧困ビジネス調査

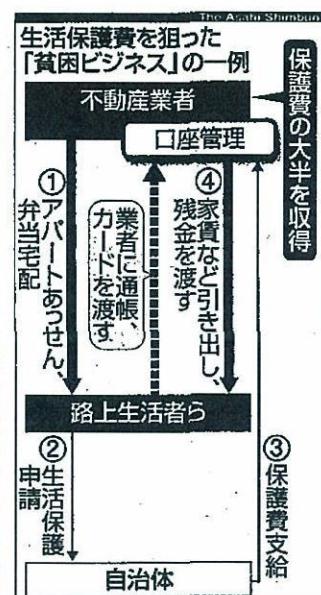
弁護士会「生活保護費標的」

「住まいと食事を提供する」を説いて文句に、大阪市内の不動産業者が府内の路上生活者に生活保護を申請させ、割高な家賃と弁当代を要求して保護費の大半を得ていていることがわかった。

受給者の通帳類を預かり、月約12万円の保護費から2万~4万円しか渡していない。受給者の

意願に反して契約を強制する「貧困ビジネス」との指摘もあり、大阪弁護士会は受給者側から人権救済の申し立てを受けて調査に着手した。

(室矢英樹) 13面に関係記事



「反貧困ネットワーク」の湯浅誠事務局長の話によると、路上生活者の多くは電話などの通信手段を持たず、頼れる知人も少ない。寝場所を押さえられている弱みもある。民間アパートは私人間の契約

盲点突きに指摘

早急に

改善指

すべきだ。

全国の弁護士らでつくる「ホームレス法的支援者交流会」などによると、大阪市生

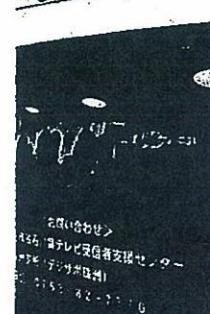
で行政が関与しない。業者はこなした盲点を突いて利潤を上げている。不況の深刻化で、「貧困ビジネス」による被害は今後、多発しやすい状況にあり、自治体は早くに改善指導すべきだ。

企業余剰最大「600万人」

経財白書 各差是正策を提言

予へ2年
木止実験

TV



実験を知らせる
=24日午前10時
のイベント会場

間を延ばして実験を重ね、来年に同市のアナログ波を完全に止めの方針。
実験の主な舞台となつた珠洲市の世帯数は約6600。

護申請で自治体の窓口に行。保護費全額をカードで引き出し、家賃と弁当代を差し引いた残金を手渡すという。堺市内のアパートに住む70代男性の家賃は4万円で、市の単身者向け住宅扶助の上限額。このアパートの同じ間取りの部屋は約3万円で賃貸されている。弁当代は1日1食で月に3万8千円かかり、1食あたり約1300円。2食だと月5万3千円する。受給者から「350円くらいで貰える」という不満が相次ぐ。業者側は弁当の配達などを断つた場合は「即座に退去する」との誓約書や、通帳類について「自分の意思で保護費を依頼する」とした確認書を受給者に書かせていた。

業者の説明では、現在、大阪、堺両市を中心とし、契約書を署名させて自社管理のアパートに入居させている。

150~200人。堺市によると、37人の受給者がおり、さらには増える見通しだ。市は生活保護法に基づき、受給者宅への立ち入り調査を始めた。

業者側は取材に、「弁当は選択制で取っていない人もいる。通帳とキャッシュカードを管理することも、生活保

護も本人が求めれば返す」と説明するが、同交流会などに相談した受給者4人は入居中に返却されなかつた。

不況で生活保護申請が急増する中、同様の手法で保護費を狙う貧困ビジネスは、関西や首都圏で相次ぐ。千葉市周辺では、任意団体が路上生活者をアパートに入れ、通帳類を管理して毎月コメ10kgを支給。保護費約12万円から約10万円を引く例もある。支援団体が不當利得の返還請求などを検討中だ。

こうした商法に、同交流会は「ボランティアを装ったピンハネ行為」と批判。弁護士の一人は「詐欺の疑いもある」とするが、別の弁護士は「契約を結んでいる以上、違法性を立証するのは難しい」とみる。

生活保護法は、受給者以外の第三者に対する自治体の調査を規定していない。堺市生

活保護管理課は「通帳類の管理など民間団体の契約はチェックしきれない。業者側との交渉を検討したい」とする。

Doエン
検証・ビ
歴文化
BS総合
金融情

D
エンタ

見聞考
ターン

5年ぶ
大リーオ
好じ
試合。一
一た。「信
に

新朝日
報道
朝日

東京モ
運営運送し
重大に扱わ
れば危険である」。薄っぺらい
カードもまた。今日、河童忌。

天気

あす3時6
大阪
神戸
姫路
京都
鶴
舞
大津
奈良
和歌山
東京
降水確率
降水量

「天の導き」脱霞が関

と元気通信⑤